

# 会 議 記 録

会議名称	第67回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成29年8月22日(火) 午後1時59分～午後3時57分	
場所	区役所第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員名	柳下会長、竹内副会長、奥委員、中川委員、岡村委員、金野委員、 斉藤委員、鹿野委員、清水委員、住田委員、内藤委員、花形委員、 松木委員、六車委員、山崎委員、渡辺委員、岩田委員、大熊委員  <span style="float: right;">(18名)</span>
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、みどり公園課長、 杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、まちづくり推進課長
傍聴者数	0名	
配付資料等	事前	次第 第66回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案) 「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について 答申(案) 「杉並区環境基本計画」の改定について 答申(案) 杉並区環境清掃審議会 計画改定検討部会の審議経過について 平成28年度ごみ収集量及び資源回収量について 貴重木の追加指定の進捗状況について 杉並区みどりの顕彰「みどりの創出部門」の表彰の実施について 荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区の指定について
	当日	席次表 杉並区環境清掃審議会委員名簿 大規模建築物等の報告
会議次第	議事内容 確認事項 第66回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案)の確認 審議事項 「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について 答申(案) 「杉並区環境基本計画」の改定について 答申(案) 報告事項 杉並区環境清掃審議会 計画改定検討部会の審議経過について 平成28年度ごみ収集量及び資源回収量について 貴重木の追加指定の進捗状況について 杉並区みどりの顕彰「みどりの創出部門」の表彰の実施について 荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区の指定について その他 「杉並もったいない運動推進委員会」について	

発言者	第67回環境清掃審議会発言要旨 平成29年8月22日(火) 発言要旨
環境課長	皆様、こんにちは。定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催いたします。
会長	本日の委員の出欠状況ですが、ただいま17名のご出席をいただいております。過半数の定足数に達していますので、第67回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しています。
環境課長	なお、本日の傍聴者はありません。 では、会長、開会宣言をお願いいたします。
環境課長	ただいまから、第67回杉並区環境清掃審議会を開会いたします。 では、本日の議題、進め方等について、事務局から説明をお願いいたします。
P委員	まず、杉並区議会の都市環境委員会の委員に変更がありまして、5月19日付で当審議会委員に変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。 P委員です。
環境課長	どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 続きまして、O委員です。
O委員	よろしくお願ひいたします。
環境課長	よろしくお願ひいたします。委嘱状につきましては席上配付とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 事務局のほうでも人事異動がありましたので、説明員の紹介をさせていただきます。
環境部長	環境部長です。 よろしくお願ひします。
環境課長	杉並清掃事務所方南支所担当課長です。
方南支所担当課長	よろしくお願ひします。
環境課長	どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、早速、資料の確認をさせていただきます。本日の次第とあわせてごらんください。
	次第の(1)から(8)につきましては、委員の皆様事前に送付させていただいているところです。
	また、今日、席上配付させていただいた資料が1つございます。前回の審議会、大規模建築物等の報告をさせていただきました。その際に樹木のことで皆様

<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>からいろいろ意見をいただきました。既存の樹木の数について、資料に表記してほしいというご意見がありましたので、追記した資料を配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の議事ですが、初めに前回の会議録の確認をお願いいたします。次に、この後、審議事項の答申にかかわることですので、報告事項の4番、検討部会の経過について、5番、ごみ収集量等についての報告をさせていただき、その次に審議事項の2番「一般廃棄物処理基本計画」の改定についての答申、3番「環境基本計画」の改定についての答申を、ご審議いただきたいと思います。次に、みどり関連の報告が6番から8番、そして9番で、「杉並もつたいない運動推進委員会」についてのご報告をさせていただきます。</p> <p>では、会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは最初に、会議記録の確認ですね。</p> <p>3月28日の第66回杉並区環境清掃審議会5か月前ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、ご確認いただいて、同意いただいたということで、この会議記録の案の「案」を取らせていただきます。</p> <p>では、次の案件に進みます。</p> <p>事務局からお願いします。</p> <p>では、次第にございます報告事項「(4) 杉並区環境清掃審議会 計画改定検討部会の審議経過」についてご報告をいたします。</p> <p>横に印刷をしてあるものが資料です。</p> <p>環境基本計画と、一般廃棄物処理基本計画の改定につきましては、3月の審議会の際に検討部会を設置して検討したいということで、この委員の中から検討部会員として参加をいただき、本日も審議会の前に開いたのですが、5回開催しました。</p> <p>まず、平成29年3月28日、第66回環境清掃審議会でしたが、2つの計画改定につきまして、区から諮問をさせていただきました。</p> <p>平成29年度に入りまして、4月から本日の8月22日まで5回にわたり、検討部会の委員の皆様は2つの計画について、さまざまご審議をいただいたところで</p> <p>す。</p> <p>この後ですけれども、10月以降に正式な答申案を、答申案から「案」を取った答申として、区長に答申をしていただくスケジュールになっております。</p>
---------------------------	---

<p>会長</p>	<p>簡単でございますが、報告とさせていただきます。</p> <p>計画改定のための検討部会を設置して、5回にわたっていろいろと検討してまいりました。お手元にありますように、「一般廃棄物処理基本計画の改定について」というものと、「環境基本計画の改定について」というもの、それぞれ「案」がついていますけれども、今日ここに報告するわけです。</p> <p>中を詳細に読んだり検討する時間がないですけれども、事前に送付させていただいていますか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>はい、皆様に送付させていただいております。</p> <p>経過については特によろしいですね。</p> <p>特になしということで、次にいきましょう。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>ごみ減量対策課長です。私のほうから、「平成28年度ごみ収集量及び資源回収量について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料をごらんください。</p> <p>平成28年度の「ごみ収集量」ということで、1番目に記載しています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、合計が9万6,630トンとなっており、27年度と比較して約2,198トン、2.2%の減少となっています。</p> <p>続きまして、2番目「区民一人1日当たりのごみ量」ということで、28年度は474グラムとなっていて、27年度から16グラム減少しています。23区中の順位は23年度から6年連続最少になっています。</p> <p>続きまして、裏面をごらんください。</p> <p>「3、資源回収量」ということで、行政回収と集団回収に大きく分けています。行政回収による資源回収量は3万168トンで、27年度と比較して984トン、3.2%の減少となっています。集団回収による資源回収量は6,330トン。こちらも同じく27年度と比較して354トン、5.3%の減少。行政回収と集団回収の合計は3万6,498トンで、27年度と比較すると1,338トン、3.5%の減少で、資源回収量は、減少しているという状況にあります。</p> <p>その他ということで、小型家電、それから粗大ごみ、不燃ごみからも金属といったものを回収しておりますので、そちらをまとめています。小型家電については、25年度の2トンから始まりまして、28年度は10トン、粗大ごみについては、28年度が831トン。それから、不燃ごみは377トン回収しました。合計1,218トンの資源回収がありました。</p> <p>資源回収率は、全部合わせると、28年度28.1%ということで、27年度から少し</p>

	減っている状況にあります。こちらのほうは、区の計画、実行計画での目標値が、33年度で33%ですので、若干開きがあるという状況になっております。
会 長	私からは以上です。 ありがとうございました。
N 委 員	ただいまの報告について、何かご質問、いかがでしょうか。
ごみ減量対策課長	すみません、勉強不足で申しわけないんですけども、よく自分の地域の周りを見ると、資源の回収については、よくやっていると思うんですけども、この資源回収率が伸びないというのは、杉並全体で考えると、資源回収をやっていない場所が多いということなんですか。
N 委 員	ただいまのご質問ですけども、ごみ自体も減っている中で資源分別をするとなると、総体的に資源の出る量は減ってきています。例えば古紙にしても、新聞購読が減っているというような状況があれば、もともと出るものがなくなってくるということです。集団回収の団体数は457から468と、増えている状況にあるのですが、出てくる資源が、ごみの減量とあわせて減ってきているという状況がある中で、こういった状況になっているとご理解いただきたいと思います。
ごみ減量対策課長	一般的に、分母と分子で考えると、ごみの量が減ってくると、普通、分子で、回収率というのは高まるはずかなって、一般的に見ると思うんですけども、そういうところはちょっと違うんですか。
M 委 員	ごみも含めたパイが減ってきているというところで、その相対的な割合で資源に回る量は増えていくというのがあります。ただ、全体的な総量が減ってきている中で、資源の回収量や回収率が伸び悩むというような状況にあるのではないかと思います。
ごみ減量対策課長	1点お伺いしますけれども、よく資源回収、古紙とか、新聞とかあるんですけども、これは町会が業者に頼んで集めているというところもあると思うんです。区の回収とは別に、町会単位で集めているというものがあると思うんですけども、その数字的なデータはあるのでしょうか。
	行政回収というのは、集積所に出されたものを区が回収しているというもので、今おっしゃられた町会・自治会とか、PTAだとか、マンションの管理組合だとかいうところが、団体登録をして自主的に回収しているものは集団回収と見ていただけたらと思います。
	集団回収は、地域のコミュニティをつなげるという意味で、区から報奨金を払っています。町会・自治会であれば、1キロ6円だったものを、7円に上げて、

	<p>町会の活動に使っていただくということで取り組んでいます。集団回収というところで、町会・自治会のところで回収しているものを見ていただけたらと思います。</p>
<p>会 長 C 委 員</p>	<p>ほかに何かお気づきの点、ご質問、いかがですか。</p> <p>資料の1ページの一番下にありますように、区民一人1日当たりのごみ量は、杉並区が23区内では一番少ないということで、私自身も改めて認識しました。この後、答申案が出てきますけれども、答申案には「区民・事業者・NPO・区が一体となり」という言葉がありますけれども、杉並区はほかの区に比べると事業者が少なく、住宅街ということもあると思いますけれども、いわゆる我々区民として、区民の意識が高いので非常にごみが少ない。区民として誇っていいのかどうか。その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>東京23区といっても地域特性があります。住宅都市では家庭ごみが多く、例えば中央区とか千代田区は、事業系のごみが必然的に多くなり、人口も少ない中で一人当たりのごみ量は多くなる傾向にあります。</p> <p>同じような住宅都市で、練馬、世田谷、板橋といったところと比べたときに、やはり杉並区が少ないということが現実的にあれば、杉並区民の意識が、ほかの区がということではないですけれども、高いレベルにあって、分別だとかというところをきちんと理解して取り組んでいただいた成果だと認識してよろしいかと私は思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>では、審議事項のほうに話を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画から、お願いいたします。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定についての答申案を説明をさせていただきます。</p> <p>案の資料を事前にお配りしていますので、内容の確認を含めてお願いできればと思っております。</p> <p>まず1ページ目のところ、副題を「「区民・事業者・NPO・区が一体となり、ごみの減量化に向けて取り組んでいける地域社会の実現」をめざして」として、今回の答申案を整理しています。</p> <p>ページをめくっていただきまして、答申の内容に入らせていただきます。</p> <p>大きく1と2で整理をさせていただきます。</p> <p>「1、これまでの経緯と基本的な考え方」それから「2、杉並区一般廃棄物処</p>

理基本計画に盛り込むべき考え方について」ということで、その中身を書いてあります。まず、これまでの経緯と基本的な考え方を、2ページから3ページの中段に書かせていただいております。

この計画については、12年度に清掃事業が都から特別区に移管されてから策定されていて、おおむね5年ごとに見直すということが国の策定方針の中でもうたわれています。4年が経過したということで今回改定作業をしています。

この間、資源化の取り組みというところで、前回の改定から進んでいるところとして、粗大ごみや不燃ごみに含まれる有用金属類の資源化、それから、小型家電15品目の拠点回収を始めているというところに触れさせていただいています。

さらに、今も議論ありましたけれども、一人1日当たりのごみの排出量が474グラムで、6年連続23区最少になっているというところを、これまでの経緯として上げさせていただいています。

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定と、28年9月には「ごみ処理基本計画策定指針」の改定などもありましたので、そういった国の動向を簡単ではありますが、触れさせていただきます。

さらに、3ページのところでは、東京都が28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を改定して、5つの目標を掲げているという状況について説明をさせていただきます。

当審議会において、こういった国や都の動向を受けて、基本計画の数値、目標をどうするかという議論がありました。一人当たりのごみの排出量については、今申し上げたように、目標値に向かって順調に減少してきているという状況と、資源回収についてはなかなか厳しい状況で横ばい傾向にあるということを確認したところです。

ただ、資源の回収率が今のところ厳しい状況にありますけれども、目標達成に向けて引き続き努力をすべきだということを、今回の検討部会の中で結論として出されたところだと認識しております。

そういったところを踏まえて、この計画の中に盛り込むべき内容ということで、答申案に書かせていただいているのが3ページの下のところです。

ごみの減量というところでは、今までも生ごみの減量で可燃ごみに占める割合が多かった部分について、新たに食品ロスの削減に焦点を当てて今後取り組んでいくということと、東日本大震災から始まって、直近では熊本地震や大雨などの災害時についてもこの計画の中で少し触れさせていただいています。

さらに、杉並清掃工場の建替工事が9月に終わりました10月から本格稼働します。高井戸の地域は清掃工場があって、清掃・環境問題のようなところで果たす役割が大きいと区としても思っておりますし、地域の方も含めて連携をとっていくということ。その中で、環境活動推進センターが荻窪から高井戸に移ったということもありますので、そちらとの連携を深めて、工場周辺を環境活動の拠点として、機能強化をしていきたいということに触れさせていただいております。

戸別収集については、3ページのところで触れさせていただいております。これは、今までもさまざまな議論があったところです。23区でも戸別収集を行っているところはありますけれども、戸別収集というサービスをするときに費用がかかるとなると、有料化と一緒に議論する必要があり、区の中でこれまでもずっと議論をしてきたところです。

集積所の分散化で、実態的に戸別収集に近い状況になってはいますが、経費の増大や、それから有料化というようなところも視野に入れなければいけないということで、今回の答申、計画の改定の中では、そこまで一步踏み込んだところはなかなか難しいということで、慎重な議論をこれからも行っていく必要があるという整理をさせていただきました。

続いて、4ページ「(1) この計画の目標及び方針について」です。

こちらのほうは、先ほど申し上げたごみの排出量、それから資源の回収率という目標値があります。次のところで細かく書いてはいますが「①さらなるごみの減量化」を着実に進めること、「②分別の徹底と資源化の促進」を図ること、「③区民・事業者・NPO・区の協働」による取り組みを推進すること、ごみ・資源の排出マナーの向上を図るため、多様な情報媒体による「④普及啓発・教育の充実」を図ること、公民協働による「⑤継続的な計画の進行管理」を行うことを5つの方針として取り組んでいくことをここでうたっております。

詳細な内容が4ページの下段からで、まず「①さらなるごみの減量化について」というところで、生ごみの水切りでの減量効果のPRを行ってきました。先ほど申し上げた食品ロスの状況というところで、27年度のごみの組成、排出状況調査から未利用食品の状況説明。今後は、食品ロスの削減について、区民・事業者・NPO・区による連携組織を立ち上げて、杉並の地域特性に合った取り組みを行うべきと考えているということに触れています。

次の「②分別の徹底と資源化の促進」というところでは、小型家電の回収をすでに始めていたのですが、東京2020組織委員会が「都市鉱山からつくる！みんな

のメダルプロジェクト」ということをやっておりますので、そこでの連携をとって、今後も小型家電の回収を行っていくということ。

それから、不燃・粗大ごみに含まれる有用金属類の再資源化を書かせていただいておりますけれども、不燃ごみについてはエリア全体の65%で有用金属類の資源化を行っているのですけれども、今年度この10月から100%のエリアを資源化の対象とするというような拡充を図っていくという状況にあります。

清掃工場の関係については、引き続き環境測定などをきちんとやっていくということにも触れています。

「③区民・事業者・NPO・区の協働」というところで、こちら、それぞれの役割分担のもと活動を行っていくということで、協力し合った連携、相乗効果が生まれてくるような連携を目指すべきだと、こちらに書かせていただいております。そういった中で、集団回収の取り組みは重要な取り組みであって、先ほど私が申し上げたように、町会・自治会に対して報奨金を1円上乘せするなどというような対応をとって、集団回収の裾野を今後も広げていきたいと、そんなところに触れています。

「④普及啓発・教育の充実」ということで、資源化の推進、ごみの減量、それから分別の徹底というようなところでの、一人ひとりの意識向上は大切だということがありますので、普及啓発・教育の充実を図っていきたいということ。これまでも毎年出しているごみ・資源の収集カレンダーの全戸配布を引き続き行っていくということ。これは検討部会の中で議論がありましたけれども、大人だけではなくて、やはり子どもを対象にした取り組みということで、清掃車「ごみばっくん号」を用いた出前学習を実施するほか、社会科の副読本や中学生の清掃情報紙などを通じた環境教育の充実に努めていくということ。教育との連携というところを視野に入れた内容をこちらに入れているところです。

あわせて、繰り返しになりますけれども、清掃工場と環境活動推進センターと連携した普及啓発もこちらで再度触れさせていただいているところです。

7ページですけれども「⑤計画の進行管理（PDCAの的確な実施）」ということで、計画をやりっ放しではなく、しっかりと進行管理を行っていくということ、例えばということで、その取り組みの形を書いています。区民・事業者、それぞれ自発的な活動を行っている、そういったところを促す役割をNPOが担うようなことができないか。また、あくまでも区が中心となってNPOなどと連携して、目標達成の状況管理、それから事業効率の向上、事業の見える化を図っ

	<p>ていって、継続的なPDC Aサイクルを着実にやっていくということに触れています。</p> <p>最後に「⑥災害廃棄物の適正処理に向けた課題整理」というところですが、今年6月に東京都が「災害廃棄物処理計画」というものを作成しております。こちらの中で区市町村への支援というようなことがうたわれております。まだ市区町村で策定しているところは少なく、杉並区もまだ策定していませんので計画づくりに着手していくということと、国・都などとの連携した仕組みづくりをこれからも構築、確認していく必要があるということを書かせていただいております。</p> <p>答申案内容については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案は、先ほど言いましたように、検討部会の中で数回にわたって議論して、随分いろんな意見が出ました。その意見を踏まえて今回の案になっているわけです。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>審議会のメンバーの方は多分、見ていただいているはずですので、お気づきの点だとか、何か疑問点などございましたら、ご遠慮なく出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>この一人1日当たりのごみ排出量が474グラムと、6年連続で東京23区中で最少という、すばらしい取り組みだと思えますけれども、さらにまたこの減量化を図っていらっしゃるって、生ごみを少しでも減らすこと。生ごみを減らすことが、これ、さらなる減量化のためには必要だということが書いてあるんですけども、これ、水分を一絞りすることで約10%の減量が図られるというふうに書いていますけれども、これが限界なのでしょうか。例えば、生ごみも分別化するですとか、集めた生ごみをコンポストにして、生ごみ処理機とかで処理して堆肥にして、小学校で環境教育に生かすとか。何かさらに一歩リードした減量化の取り組みというのは、ご検討とかされていらっしゃるんですか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>これまでも生ごみの「ギュッとひとしぼり」運動のところで実証実験をして、10%の減量が図られるというようなことがありました。可燃ごみの中の4割ぐらいを生ごみが占めているというところで、ターゲットをそこに当てて事業を進めてきたところなんです。</p> <p>その一絞りということだけではなくて、今もおっしゃられましたコンポストや、それから生ごみ処理機については、これまでも区は補助金を出して支援を行ってきています。この一絞りがみんなに普及していくことで、かなり大きな効果</p>

<p>会長 A 委員</p>	<p>が生まれるのではないかと思いますけれども、そうではないほかの取り組みも行っていくことで、相乗的に効果が上がっていくということになります。</p> <p>ただ、限界に来ているところもあるのかもしれませんが。そういった中で、生ごみだけではなくて食品というところで、今回、食品ロスにも焦点を当てています。これは全世界的な問題でもあり、国等も食品ロスの削減と大きくうたっています。杉並区も何ができるかといった議論から、推進組織を立ち上げて可燃ごみの減量を図っていきたいと考えているところです。</p> <p>よろしいですか。何かありますか。</p> <p>2点ございまして、1点目は、答申案の4ページのところの(1)の第2段落目に、ごみ収集量、それから資源回収率について説明がございましてけれども、先ほどご説明にあったように、ごみ排出量自体が減っている中で資源物の量も減ってきているという状況は、これ、杉並区に限った話ではなくて、他の区市も見ていますけれども、大体全国的に同じような状況にありまして、その中でこれまで掲げてきたリサイクル率、この場合は資源回収率というふうに言っていますが、それを維持し続けていくこと自体、かなり無理が生じてきているという状況が杉並区に限らずあるというのも事実です。</p> <p>ただ、目標として、やはり資源回収率はごみの絶対量が減っていったとしても上げていくというのは目指すべきところですので、それは維持していただくということでよろしいというふうに思うんですけども、ただ、どうして資源回収率がこのように減少傾向、もしくは横ばい傾向にあるのかということについては、少し説明を加えておいていただいたほうが、よろしいのかなと思うんですね。努力していないわけではないわけですから。ただ、実態として絶対量が減れば、その中の資源量も減っているということがあるんだということは説明、事実としてご説明いただいていたほうがいいのかというのが1点です。</p> <p>それと2点目は、この答申案の中にはないんですけども、特に古紙ですね。行政回収、集団回収、ともになのかもしれませんが、古紙については持ち去りがそれなりにあるのではないかなというふうに思っておりまして、私もそういう現場をたまに目撃することがあるんですね。特に永福町駅の周辺の住宅街など、私がちょっと車で通るときに、区の収集車もその時間帯に集めているんですが、そのちょっと前に、よそのナンバーの怪しげな車が古紙をどんどん積み込んで持って行ってしまっているという現場を何度も目撃したことがございます。ですから、恐らくそういったことがなければ、もう少し古紙の回収量なども上がってい</p>
--------------------	---

	<p>るのではないかというふうに思うんです。</p> <p>ですから、いわゆる違法な持ち去り対策ですね、資源物の。そののところに いて、一般廃棄物の処理基本計画にどこまで書き込むのかという問題はあります けれども、その部分について区として。まずは都が持ち去り対策については対 応策をつくっているところだと思いますが、それを踏まえて区としても、それに 協力する形で、もしくは都の支援を得る形で、他の23区の中でもやられていると 思いますので、杉並区としても、基本は都と連携しながら、例えばGPSで追跡 をして、その警告をすとか、そういった具体的な対応は恐らくなされているの だろうと思いますので、そのあたりの。</p> <p>一方で資源物をしっかりと回収して資源化していくということを区民等に求め ておきながら、ただ、せっかくそのつもりで出したものが持ち去られてしまっ ていて、なすすべもないというのでは、それこそ区民のインセンティブが、やる気 がそがれてしまいますので、その部分についても手当てをしていくんだと、も しくは、行っているんだということも、どこかにあらわしていただけるといい のかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
会 長	前段のほうはよろしいですね。
ごみ減量対策課長	はい。
会 長	後段はどうですか。計画の事項かどうかは要検討ですが。
A 委 員	そうですね。でも、計画の中に盛り込んでいるところ、言及はしているところ もあるんですよ。
会 長	そうですね。
A 委 員	例えば江東区などは、都と連携しながらというような書きぶりで、一般廃棄物 処理基本計画の中に若干記述をしているようなところもありますので、工夫の余 地はあるのかなという程度では。
会 長	これは、この犯罪は、これ、法律的に言うと、何法違反ですか。
A 委 員	持ち去りは今、条例で基本的に規制しているんですね。
会 長	条例ですか。
A 委 員	はい。国の法令ではなくて。
会 長	窃盗ですか。
A 委 員	無主物かどうかというところで、廃棄物に当たるかどうかというところの判断 で、廃棄物に当たれば廃棄物処理法の網がかかるわけですけども。ただ、無主 物で、その占有者も誰もいなくて、それをただ持っていつているだけなんですという

<p>会 長 A 委 員 会 長 A 委 員 会 長</p>	<p>ことであれば、特に規制の網がかけられない場合もあるので。いろいろ判例がありますけれども。</p> <p>アルミも同じでしょう、アルミ缶なんかもありますね。</p> <p>はい、ありますね。</p> <p>そうですか。いずれにせよ、いかがですか。</p> <p>条例レベルで規制をする……。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>区のほうは条例違反ということで、パトロールをして、告発等を行っています。</p> <p>今お話のあったように、廃棄物に当たるので、窃盗罪は成立しないというのが警察の考え方です。</p> <p>私どもが今取り締まっているのは、区の条例に違反をしているということで告発等々行って、取締りを行っているというところですよ。パトロールも毎日のように、パトカーと同じような仕様になっている車を2台回していきまして、職員もそれに同乗しながら、必要であればというか、見かければ告発なり、切符を切ったりというようなことを行って、対策はきちんとしているというつもりです。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>きちんと取り組みをしております。そういった取り組みをしていますということは、「杉並区の清掃事業」という冊子に「資源の持ち去り対策」ということで警告書の交付枚数だとか、警察への告発のことも記載してあります。</p> <p>罰金を上げた練馬区では、議会の中でも議論はあつたりしましたけれども、杉並区は過料の値上げをする必要もなく、現状の取り組みをしっかりとやろうとしているので、答申の中で触れるかどうかは会長、副会長とも議論させていただいて、載せるかどうかは考えていきたいと思っております。</p> <p>きちんとやっているということは、この場でご説明させていただきます。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>そうですね、はい。やられているのであれば、そのことを多少書いていただくということも。せっかく出したものが持っていかれているところを、多分目にされている区民の方もいらっしゃると思うので、そういう方たちに対して、区としても対策を講じていないわけではないということをお伝えするというのも意味のあることかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかのことで、何かございますか。いかがでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、先ほどご意見が出されましたので、その件も含めまして答申にどういうふうに反映させていくかということ、これから最後に詰めさせて</p>

環境課長

いただきたいと思います。この件については、私と副会長のほうに一任をさせていただきます。事務局と最終文案を詰めまして、皆様に何らかの形で見ていただく機会を設けて、それで答申としてまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、そのように進めさせていただきます。

次に、環境基本計画のほうに進めさせていただきます。

環境課長から、環境基本計画の改定に関する答申について、ご説明をさせていただきます。

こちらも事前に皆様に配付させていただいていることを前提として、かいつまんで概略を説明させていただきます。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、環境基本計画の改定ですが、現行計画は、平成25年11月に改定しました。3月の諮問のときにも説明させていただきましたが、平成25年から平成33年度の計画ですので、その中途というところです。

杉並区の中での環境を取り巻く状況、それから、日本あるいは世界的な環境に関するさまざまな社会情勢の変化などに対応するために、一部見直しをする必要があるのか、ないのか。そういったところを検討するというところで、検討部会の皆様にこれまでご議論をいただいたところです。

では、「環境基本計画の改定について 答申（案）」をお手元にご用意ください。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」というところは、今申し上げたような、杉並区または世界的な社会情勢の変化について記載をしたものです。

1ページ目から5ページ目の途中までですが、まず、現在の環境基本計画の基本目標の章立てにおいて、現状と課題について記載しております。

5ページ目からは、これを受けて、改定にあたっての意見ということで記載をしています。こちらが現在の環境基本計画と同様の基本目標としています。こちらが13ページまでです。

お戻りいただきまして1ページです。

「1 現状と課題」で、まず「基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる」ですけれども、これまで区は地球温暖化防止への取り組みとして、家庭を中心とした再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進に努めてきました。杉並区

全体のエネルギー消費量につきましては、平成30年度、現行計画の目標値が1万8,370テラジュールですが、これは平成27年度に達成して、実態としては1万8,359テラジュールまで削減をしています。

この地球温暖化対策というのは、地球的規模の視点で、国家を単位として推進することが基本ですが、国家を構成する各主体、つまり杉並区もそうですけれども、それぞれの立場で取り組む必要があるというところ。住宅都市としての特徴を持つ杉並区におきましては、エネルギー消費量の約7割は家庭部門や業務部門から出ているということ。ですから、こちらに対してのさらなる省エネルギーを進めていくことが課題であるということ。人や物の移動を伴うエネルギー消費の削減も大きな課題であるということをご指摘いただいています。

循環型社会についてですけれども2ページ目になります。ごみの減量と、リサイクルを推進する取り組みといたしましては、先ほど来、一般廃棄物処理基本計画、あるいはごみ減量対策課長からの報告、そして皆様からのご質問があったように、区民一人の1日あたりのごみの排出量は着実に減少しているところですが、資源回収率については平成33年度までに33%に引き上げるという目標があり、これは達成は厳しい状況にあるのではないかとのご指摘。さらなるごみの減量と資源化を進めるためには、3Rの推進、それから、先ほど来ご議論いただきました家庭ごみの生ごみの減量、食品ロスの削減が重要であること。そして、ごみと資源の分別は引き続き徹底していくべきであることを、ご指摘をいただいたところです。

「基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」です。

大気汚染物質に関しては、環境基準を達成して、大幅に改善をされているのが杉並区の特徴ですが、光化学オキシダントについて、そして、PM2.5については、環境基準は達成できていない状況にあること。ただし、これらについては、国や都による総合的・広域的な対策と連携が不可欠であるということ。

それから、杉並区は住宅都市ですので工場が少ないというところがありますが、自動車に起因する大気汚染の低減も重要であるということ。そして、公共交通機関、自転車利用による環境向上、こういったことも重要であるということをご指摘いただいています。

3ページへまいりまして、アスベストに関する取り組みはしっかり対応しているところですが、今後、予測では、2050年度まで解体工事が進んでいくということが予測されていますので、アスベスト飛散防止対策の徹底が重要である

ということ。

それから、先ほど申し上げた光化学オキシダントの要因となります揮発性有機化学物質、これの削減については、引き続き一層の排出抑制が課題となっているということ。

また、河川の状況についてですが、BOD（生物化学的酸素要求量）というものが環境基準にありますが、これらはいずれも環境基準を達成しています。ただ、大雨のときには下水の一部が河川に流出するということがあり、水質汚濁を引き起こしている。したがって、水質改善には合流式の下水道の改善が課題であるということのご指摘をいただいています。

「基本目標Ⅲ 自然環境の保全や生き物が生息できるまちをつくる」ですが、これまで公園整備、それから公共施設の緑化、みどりのベルトづくり、こういったものに取り組んでいるけれどもさらに期待をするということ。また、農地、屋敷林は、農地の減少、それから、屋敷林は個人で守り続けるには限界があるということ。それから、みどりの保全については、区民との協働、ボランティア活動の支援なども必要であるということをご指摘いただいています。

4ページにまいります。

「基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる」です。

ご案内のように、区内では区内全域で、歩きたばこ、それから吸い殻のポイ捨てを禁止しており、普及啓発と区内全域のパトロールを行って、歩行喫煙やポイ捨ての状況は改善しつつある。一方で、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、国や東京都では受動喫煙対策として、建物内での禁煙が検討されている。屋内での喫煙が制限されると、杉並区が取り組んできた屋外でのマナーの遵守が懸念されるというところをご指摘いただいています。

また、近年、空き地・空き家の増加が社会問題となっておりまして、周辺環境への影響が生じているということ。

それから、個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくるという取り組みについては、良好な景観づくりに向けて、ハード面では商店街のカラー舗装や区道の無電柱化などを進めてきたところですが、引き続き、先ほど申し上げました屋敷林・農地、それから自然・歴史的景観の保全・活用が課題であるということをご指摘いただいています。

5ページにまいります。

「基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつく

る」です。

小中学校での環境教育、小中学生環境サミット、環境団体との協働による環境講座、自然観察会などを実施していること。こういったものから、環境に対する意識を子どもたちから高めることに役立っているということ。

一方では、成人への環境教育・環境学習の機会の提供、参加には課題があるということのご指摘があります。それから、これらの環境教育・学習を支える人材の育成が不可欠であるということもご指摘をいただいています。

5ページ下の「2 環境基本計画改定にあたっての意見」です。

6ページにまいります。

「②計画期間」は、先ほど冒頭で申し上げましたように、改定後の環境基本計画は残りの30年度から33年度までとするということとしています。

7ページの真ん中あたりですが「③数値目標」ですけれども、先ほど申し上げたような、中には既に達成済みの項目がありますので、区の総合計画や関連する計画との整合は図りつつ、見直しが可能なものは目標値の設定を検討すべきであるというご意見をいただいております。

「(3) 各基本目標における取組」ですが、この柱立ては先ほど申し上げたように現行と変わりはありません。

まず、基本目標Ⅰの地球温暖化対策は、エネルギーの供給、それから需要の対策、さらには交通、住宅施策を含めたまちづくりにおける全般的な対策が考えられる。ただし、区の権限や責任で進めることが可能なエネルギー政策には限界があること。需要面を見ると、区では地域の中で取り組むべき対策を進めていくことが求められているということ。

供給面におきましては、区内においては、太陽光発電機器の普及促進などによって、再生可能エネルギーの活用拡大によって低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を進めるべきであること。

8ページにまいります。

一方の需要面ですけれども、エネルギー消費量の7割を占めるということは先ほどご指摘をいただいたところですが、家庭部門、業務部門における取り組みの推進に重点を置く必要があること。そして、効果的な省エネルギーの取り組み方法の区民への紹介、それから、相談窓口の開設などによる情報提供は継続していくべきであること。まち全体の低炭素化を図っていくことも重要であり、建物の建てかえにあわせて、耐震・耐火だけではなく、住宅そのものの省エネルギー化

を誘導・規制していくことが求められること。

それから、計画の目標の達成に向けては引き続き、区民にとって省エネ・節電の成果が見えやすくわかりやすいエネルギー消費量という指標、現在これを指標としていますが、これをそのまま指標として据えるのが適当であるということ。ただし、現行計画の目標値は既に達成していることは先ほど申し上げましたが、より高い目標値を設定すべきであることをご指摘いただいております。

また、近年の記録的な豪雨による被害、熱中症患者の増加など、気候変動の影響は顕著になっているため、その適応策として雨水流水抑制対策、ヒートアイランド対策などに取り組むべきであることのご指摘をいただいております。

循環型社会、ごみの発生抑制に関する詳細は、一般廃棄物処理基本計画のところでごみ減量対策課長がご報告申し上げたとおりで、同様の記載をしています。

ただ、9ページの基本目標Ⅱのそのすぐ前ですが、平成33年度の目標値で、区民一人1日あたりのごみの排出量は460グラム、資源回収率の指標で33%達成というのがありますが、難しい状況はあるにせよ、これに向けて努力すべきであることのご指摘をいただいております。

基本目標Ⅱです。

環境汚染に関することですが、広域的な対策の推進が不可欠で、国や東京都と連携した取り組みの推進が求められていること。

大気汚染対策としては、特に自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る対策に重点を置くべきであること。環境性能の高い車、そして環境配慮型の車の利用促進、さらには公用車へのそれらの導入が必要であるということのご指摘もいただいております。

10ページにまいります。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、揮発性有機化合物の発生抑制に向けて、区民への情報提供、事業者への啓発を引き続き行っていく必要があるということ。

それから、河川の水質の改善については、東京都と連携して、合流式下水道の改善を進めていく必要があること。

また、環境基準を達成できていない項目については、33年度の計画期間内に達成することを目標として掲げて、重点的に取り組むべきであることのご指摘をいただいております。

基本目標Ⅲです。

自然環境に関することですが、みどりの保全・創出については、みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進すること。それから、それぞれの拠点を河川や道路など、道路沿いのみどりでつなぎ、みどりが連続したまちなみを形成すること。そして景観の向上、生物多様性の持続を図っていくことが必要であるということ。また、公園の整備に当たっても同様に、地域特性を生かした特色のある公園づくりが重要であるということ。そして、屋敷林は地域の共有財産として、地域全体で一体として保全をしていくことが必要であること。さらに、農地の保全・活用にも努めるべきであること。

自然生態系の保全の取り組みについてですが、外来鳥獣の被害が近年増加しており、外来植物の増加も見受けられるので必要な防除、それから区民の相談窓口を充実させるべきであることのご指摘をいただいています。

それから、区内を流れる3河川でございますが、水辺環境として貴重な存在でありますので、安全性や治水機能を確保しながらも、水や水鳥など生き物と親しめる水辺として再生していくことが求められること。水環境、水循環の保全の観点から、雨水浸透施設、透水性舗装の整備によって、地下水・湧水の保全・涵養に努めていくことが重要であることのご指摘をいただいております。

「基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる」ですが、美しく清潔なまちをつくっていくためには、区民一人ひとりのマナー向上が欠かせないこと。区民、事業者も含めた指導・啓発を通じてマナーの徹底を図るということ。また、町会などとの連携も必要であること。ボランティア活動で地域清掃活動などをしていただいている方々等への支援も重要であるということです。

それからたばこについてですが、先ほど申し上げたように、建物内での禁煙が検討されているところですので、路上喫煙、歩行喫煙の状況に直接影響があらわれることが考えられるので、適切な対応を望むということをご指摘いただいています。

また、空き地・空き家ですが、管理不良なものが増え、周辺の住環境への影響が懸念されること。こうしたことについては、関係者との粘り強い交渉をして適正な対応を、区が解決に臨むということ。

それから、杉並らしい景観づくりにおきましては、屋敷林などをみどりの施策と連携しながら、地域の貴重な資源として保全を図っていくこと。区内にある歴史ある建造物の保全・活用、それから、地域それぞれが持つ景観特性があるの

<p>会長</p> <p>A 委員</p>	<p>で、河川、みどりの集積、地形、歴史など、各地域が持つ特性を生かした景観づくりを進めるべきであることをご指摘いただいています。</p> <p>12ページにまいります。基本目標Vです。</p> <p>我々区・区民・事業者は全て、環境問題で被害を受ける側という側面を持っている一方で、環境問題を発生する原因者であるということを忘れてはいけないということです。区だけではなく、区民・事業者など、あらゆる主体が「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて取り組んでいかなければならないこと。</p> <p>環境教育・環境学習は全ての環境施策の手段であるので、今後も学校教育との連携、環境団体との協働を進めながら拡充していく必要があること。また、成人向けの環境学習の機会の拡大を図ることも重要であるというご指摘をいただいております。</p> <p>環境活動を活性化していくためには、それぞれが目標と情報を共有していくことが重要であるので、効果的なPR方法も検討すべきであること、そして、環境に携わる人材を育てていく必要があるということのご指摘をいただいております。</p> <p>最後「(4) 計画の進行管理」で、PDCAにあたるところです。これまで、「杉並区環境白書」を毎年度発行し、進捗状況の公表と審議会の皆様への報告を行ってきたところですが、この点検・評価を行う中で明らかになった課題解決のための方針を記載するなど、より充実させていく必要があるということ。その際には、区民・事業者・NPOとの連携、そういったさまざまな主体との検討が必要であること。こういったことのご指摘をいただいております。</p> <p>少し長くなりました。以上で環境基本計画改定について 答申(案)の主なところのご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先ほどと同じように審議会のメンバーの方で、ご意見、お気づきの点、その他、今回初めての方もいらっしゃると思いますので、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>低炭素・循環型のまちづくりの部分、1ページですね。</p> <p>まず、この基本目標Iのところの記述の中の5段落目なのですが、「温暖化対策は地球規模の視点で国家を単位として推進することが基本である」というくだりがあるんですけども、これ、考え方の問題なので、正しいとか誤っているとかって問題ではないんですけども、こういった考え方って少し古いかなという</p>
-----------------------	--

	<p>気がしております、地球温暖化対策に着手した当初は、1990年代ぐらいは、やはり地球温暖化対策というのは、まずは国がやるべきことだと、国が所管すべき政策分野なんだという考え方が支配的だったかと思いますが、今や余りこういうことをうたっている文書って、自治体レベルの文書でも目にするはなくなりまして、やはり温暖化対策、一人一人が、もしくは地域がその地域の実情に応じて、しっかりとやるべきことをやっていくと。誰しものがその責務を負っているんだと。</p> <p>ですから、誰が基本的にまずはやるべき問題なんだということではなくて、誰しものがそれぞれの立場で、続きの文章では「各主体がそれぞれの立場で取り組んでいかなければならない」というふうに書いてあります。まさにそのとおりで、ですから、何が、どの単位でやるのが基本だというような記述は不要ではないかというふうに思います。少し何かちょっと古い価値観がここに反映されてしまっているような気がしまして。いずれにしても、各主体がそれぞれの立場で取り組んでいかなければならない問題なんだということを書けばいいのであって、誰が基本的にまずはやるべきことなんだという、何か責任の押しつけ論みたいな、そういったことはそもそも言う必要がないのではないかというのが1点目です。</p>
会 長	<p>どこからどこまで。「対策は」の次が「、」で、「各主体」という、続けますか。</p>
A 委 員	<p>そうです、そうです、はい。それでいいと思います。</p> <p>「国家を構成」、「国家」という言葉も要らないのかもしれませんが、「社会を構成する」でもいいですし。</p>
会 長	<p>「社会を構成する」ね。</p>
A 委 員	<p>はい。</p> <p>それと同じ趣旨で、7ページの(3)の基本目標I、低炭素のところですね。第2段落目、「供給面での対策は、一義的には国の政策であり」というふうにあります。そうも言えるかもしれませんが、ここも、今、供給面でも、エネルギーの分散型、自立分散型のエネルギーの供給の重要性、特に東日本大震災以後、自治体レベルでそれを認識し、杉並区もそうですけれども、いかに供給面で自立的なエネルギーを確保していくかということについては、もう地域レベルが主体となって考えて取り組んでいるところでもありますから、一義的にどこがやるべき話なんだということではないと思いますので、ここも要らないのではないかなと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>むしろ排出係数の改善ですとか、それは国だとか電力事業者にしっかりやってもらわないと、自治体レベルではいかんともしがたい部分があるので、そこは国の責務だということも言えるかもしれませんが。ここでは、特に「一義的には国の政策であり」というところも、もう言わなくていいのではないかなというふうに私は考えます。</p> <p>それと、あともう1点、最後なんですけれども、12ページの基本目標Vのところの第2段落目の、「環境教育・環境学習は、すべての環境施策の手段である。」と。多分、言われていることはわかるんですが、全ての環境施策の、多分「基盤となる手段である」ぐらいに、ちょっと「基盤となる」といったような言葉を入れていただくと、もう少し趣旨がクリアになるかなという気がいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>調整させていただいて、検討部会で鋭意検討したものですけれども、今ご指摘をいただいたことも含めて、会長の知見もお借りしながら考えていきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>D 委員</p>	<p>同じく今の12ページの基本目標Vですけれども、そのタイトルが「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」とありますけれども、下のほうの文章を見ますと、区民、事業者、それからNPO、区と、文章の中で2か所ともNPOは入っているんですけれども、タイトルだけNPOを外したのは何か特別な理由がございますか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>現行計画の基本目標の文章をそのまま表題に持ってきたので入っていなかっただけです。それも時代の変化で、実際、もう主体の一つとしてNPOがあるわけで、既に取り組んでいることもありますので中身では書いてあります。</p> <p>今後、答申をいただいて計画をつくる段階で必要な修正を図っていくということが目的ですので、計画のほうでそれを反映させていくかということですので、預からせていただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほか、いかがですか。</p>

N 委員	<p>すみません、文面がどうかということではないんですけども、基本目標の「低炭素・循環型のまちをつくる」って中で、一般的に太陽光エネルギーというのが一番まちの中で普及していると思うんですけども、今、買い取り価格が下がっていて、これから需要が伸びるってことはまずないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのか聞いておきたいんですけど。</p>
環境課長	<p>区では区民の方に、太陽光発電や、低炭素につながる機器の助成をしています。太陽光が一番古くて、随分前から、国の補助もあった時代もあり、そのころからやっています。その時代から比べると、確かに今、委員おっしゃったような買い取りの関係があって、区民の方からの申請が少し減っています。</p> <p>ただ、全体で見ると新築をなさる方々や、既築の住宅で結構そういった低炭素につながる機器を設置する方は多いです。</p> <p>一方で、震災救援所になる区立の小中学校に太陽光パネルを順次設置しています。これは震災救援所ですから、震災時に電源供給が止まったときに、体育館に避難している人のための電源供給をするためにつけていますが、平時においても常に太陽光で発電をしてそれを学校で使っています。そうすると電力会社からの供給が減らせると。例えば最近のデータですと、1校で年間十七、八万円の電気代を削減できているという実態があります。</p> <p>今、委員おっしゃったように、区民の需要が減っているところは確かに現状ではありますが、区の施策として、その一例として太陽光パネルといったものを公共施設には基本的につけていくというような考えを持っておりますので、区民、事業者でつけていただければそれは幸いですが、それらも含めて太陽光というところは引き続き、施策としても今あるところではあります。</p> <p>将来的に全く需要がなくなるとか、また、ドラスティックな技術の変革があって、さらなる再生可能エネルギーを生み出すようなものが出れば、それにあわせて、国の施策と連動していくところはあるとは思いますが、区においても、そのときには当然な見直しはあると考えているところです。</p>
N 委員	<p>聞くところによると、今、太陽光パネルって結構、発売時、結構高かったらしいんですけども、今、非常に単価が下がってきているということで、電気の単価が下がった分、それでプラマイ、割とバランスがとれているというだけであって、事業者がもう、太陽光専門でやっていた業者が結構倒産しているとか、結構そういう話を聞くものでその辺がちょっと気になったもんですから。</p>
会長	<p>買い取り価格という制度ができて、48円とか、ものすごく優遇した政策を行っ</p>

	<p>た結果、一時的に新規参入業者が増えて急速に設置されたのは事実ですね。</p> <p>杉並あたりでは見かけませんが、長野とか山梨とか行きますと休耕田とか、未利用地とか、例えば1キロ掛ける2キロとかね、膨大なものが次から次へと計画されたわけです。</p> <p>その辺で急速に供給量が上昇したので、若干需要と供給の調整面だとか、全体が追いつかないので少し下げた、その結果、新規参入で急いでそこに参入した人の中に、当然のことながらそんなはずではなかったという業者が出てきたのですが、全体として何か太陽光というのが将来的に全くできないような状態になるとか、そういう拡大解釈をするのは少し違うと思います。</p> <p>ただ、従来スピードがなかなか上がらなかったところを急速に加速して、今若干減速しているけれども、過去から比べれば当然スピードは、車でいえば二、三十キロで走っていたのが急に加速したわけです。加速し過ぎていろんな問題が出てきたので、少し減速しているのは事実ですけども、全体として、これが将来的に日本の中で受け入れられないとか、これは撤退すべき政策だとか、そういう話ではないのです。</p>
N 委 員 会 長	<p>ゴルフ場を今ソーラー発電するぐらいですからね、地方は、 そうですね。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>あるいは、検討部会で議論された方も、多分、今日で終わりではありませんので。あと2か月ありますので、その間、実際に会議を開くかどうかは別として、事務局あるいは我々との間でキャッチボールやっていくことになると思いますので、さらに議論したいほうがよさそうなものがあれば、お出しただければと思うのですが、いかがですか。</p>
L 委 員  会 長 環 境 課 長	<p>すみません、こちら、1ページのところなんですけれども、家庭用燃料電池ですが、結局、電力をつくと熱も出てくると。だけど、一般的に家庭用でつくと熱をそこまで、電気を使用する割には熱としてつくられたものを使い切れなくて、効率的にはどこまでどうなのかというのは問題になっているかと思うんですけども、それでもここに「家庭用燃料電池」っていうふうに入れたほうがいいのか、ちょっとこのところ私の中で問題になっているんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>事務局、いかがですか。</p> <p>今のご指摘は、把握しておりません。</p>

<p>L 委 員 環 境 課 長 L 委 員 環 境 課 長</p>	<p>例えば、先ほど震災救援所に太陽光パネルを設置していると申し上げました。これはセットで、蓄電池もセットで入れているのです。</p> <p>水素、水素と酸素からということで……</p> <p>エネファームとか、そういう話ですね。</p> <p>そうですね。</p> <p>いや、ちょっと技術的な話で、今ご指摘いただいたこと、私は、ちょっと恐縮ですが、存じ上げないところですけども。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうはいつでも、エネファームは製品化されて、先ほど助成制度があるというお話をしましたが非常に申請が多いです。最初はエコキュートで、次に出てきたのがエネファームで、さまざま課題を解決しながらこの機器の構成が設計され、商品化されていると思いますので、これは他の自治体と同様に杉並区も助成制度として設けており、計画の中でも予算事業として執行しているものですのでその背景として書いたものです。</p> <p>ちょっとすみません、ご指摘の熱効率の話は理解ができないところなのですけれども。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ここ、「発電量の割合についても増加している点は」というのは、ちょっと私もうっかりしたのですが、計画の中に数値が書いてありましたか。計画かあるいは環境白書の後ろのほうにそういうデータだとか。</p> <p>太陽光がまちで発電しているかという数値は、この環境基本計画ではなくて、区の実行計画のほうの指標の一つとしては掲げているところです。それはあくまで太陽光パネルと再生可能エネルギー、そういうところだけですね、指標としては。</p>
<p>会 長</p>	<p>いや、この文章を見ていると、最初の、これはこれからの政策ではなくて、これまでの、これは評価ですよ、ここのところは。削減されていると、エネルギー消費量は。再生エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合についても増加している点は評価していると書いてあるから、増加しているという、その事実をどこかで確認できるようになっていけばいいのですけれど。これは過去のことですから。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ごめんなさい。これ、文章がうまくできていないですねよく見ると。</p> <p>今申し上げたように実行計画では、区内の太陽光発電による発電量を指標にしています。</p> <p>現行の環境基本計画では「再生エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の</p>

	<p>割合」を指標のひとつとしており、白書でご確認いただいたように24年度（22年度実績）の0.2%を33年度に2.0%にする目標に対し、27年度（25年度実績）には1.1%まで増加している状況です。</p> <p>ただし、この数値につきましては、電力自由化により今後はその把握が難しくなります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ、家庭用の燃料電池も既に東京ガスが売り出して、先ほど、電気についているから熱は使わないのではないかというのは、要するに、全体としては電化傾向があるというのはそうなのですが、その中で、ガス会社がガスをちゃんと燃料として使ってもらおうと、そのかわり、電気のほうもちゃんと対応できるよと、ワンセットのシステムを提案しているわけですから、これを入れたところは、さらに電化するということにならないですよ。</p> <p>だから、例えばガスのかわりに電気で調理しようという、そういうのもあるでしょう。これを入れたところは、そういう器具があると当然入らないわけですよ。それから、風呂なんかも当然ガスだきになるだろうし。これは、ガス会社がこういうものを新しいシステムとして積極的にやっているわけですよ。</p>
<p>L 委員</p>	<p>つくろうとしていますよね。</p>
<p>会長</p>	<p>現に燃料電池については、最初は、事業用でもっと大規模に、コージェネレーション等で大々的に取り組んできた技術を、これは家庭用にでもできるということで、徐々に開発が進んでいます。</p>
<p>L 委員</p>	<p>いざつけてみたら、給湯のほうが満杯になって、発電がそれ以上できないという部分があるというのを聞いたもんですから。</p>
<p>会長</p>	<p>発電と熱のバランスでね。</p>
<p>L 委員</p>	<p>ええ。どこまでこれをここに書くべきか。</p>
<p>会長</p>	<p>それを一般論でここに書く話ではなくて、常に新しいものを持ってくれば、そういういろいろな技術的な課題というのは、直面するのは当たり前といえば当たり前です。</p>
<p>L 委員</p>	<p>それは、ここに書いておいて、そういう改良があるものとして考えて読んでいけばよろしいということ。</p>
<p>会長</p>	<p>ええ。新しいエネルギー技術、効率的なエネルギー利用のための素材となる技術の一つです。もちろん、車であろうと、こういうものでであろうと、何であろうと、新技術を社会に適合させるときには、技術的な問題だとか、社会と技術の間での不整合だとか色々な課題があって、乗り越えていかなくてはいけないし、技</p>

	<p>術開発もずっとやっていかななくてはならない。もう完成ですというものだけを書いているわけではないと思います。</p>
環境課長	<p>会長のおっしゃるとおりで、答申ですので。先ほど来申し上げた計画のところはどう書くかというところはありますけれども、現状としては、杉並区は需要があるもの、それから、その技術革新に伴ってさまざま見直しをしながら助成制度を、区民の皆様への助成制度というのを構築しているものですので、そのタイミングで最新の情報を研究して、勉強して、皆様からの知見もいただきながらやっていくというふうにご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>ほか、いかがですか。</p>
M 委員	<p>5ページ目のところなんですけれども、小中学校でもって、いわゆる環境問題についての教育をやっているということが書いてあるんですけれども、これはいわゆる教科書等とか、あとそれから今の出前講座とか、いろいろと書いてありますけれども、これについて、もう少し話していただくと助かるんですけれども。どのようなことを通して子どもたちに普及させているかということですね、教育問題として。</p>
環境課長	<p>杉並区は環境、学校での環境教育というものの歴史が非常に古くて、それぞれ学校ごとの取り組みもさまざまやってきました。細かなところ言えば、例えばビオトープを再生するにはどうしたらいいとか、それこそ地球温暖化について、建物の省エネをどうするか、どうすればいいかなど、学校ごとにいろいろ研究しています。それは、その時代のトレンドに合わせて、先生中心に子どもたちが勉強して、総合的な学習とか、そういったことでもやっているのです。</p> <p>ここに例として挙げているのは小中学生環境サミット。昔は中学生ごみ会議というのがありまして長くやっておりました。ごみの減量をどうしたらいいかというのを中学生にも取り組んでもらいました。それがだんだん区民や事業者にもご理解をいただけるようになりましたので、次に環境サミットとしてテーマを広くして、それぞれ学校での取り組みを子どもたちに発表していただいて、他の学校にも聞いてもらって進めていく、それが中学生環境サミットです。その後小学生を加え、小さいころから環境について学ぶベースをつくっていくということを、教育委員会と環境課で、ともに計画を考え、学校も独自に取り組んでいることがたくさんありますから、逆にこちら学校から教えてもらったりしてやっていますところなんです。</p> <p>それとあわせて、環境活動推進センターに登録していただいている環境団体の</p>

	<p>方々が、この環境サミットに向けてのサポートをしています。そのほかに、その環境活動推進センターがさまざまな講座、子ども向けの講座とかもやっていますので、そこに区内在住のお子さんたちが参加をして、自然環境について学んでもらうとか。そういったことをさまざまやっていて、学校現場、それから、そこに行政が加わることで、それから環境活動推進センターの運営は、今、NPOのすぎなみ環境ネットワークが事業をやっていますが、そういったさまざまなチャンネルを持って、子どもたちへの環境教育を充実させているというようなことです。</p> <p>つながっていくのは、成人についてがちょっと弱いのではないかというご指摘もこの中にあるというところです。</p>
<p>会 長 B 委 員</p>	<p>よろしいですか。どうですか。</p> <p>8ページ下のほうに「記録的豪雨による被害や熱中症患者の増加など、気候変動の影響が顕著となっているため、その適応策として、雨水流出抑制対策やヒートアイランド対策などに取り組むべきである。」ということがあるんですけども、この適応策として住民への情報発信ですね。ハード面はもちろんなんですけれども、そういったソフト面も大事だと思います。そういう情報発信というのはされていないんですかね。例えば、雷が発生しますとか、豪雨が起きますとか。もしされているんですしたら、これ、入れといたほうがいいじゃないかなというふうに思いました。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それを適応策と見るかどうかというのは、なかなか難しいかなというところがありますが、今、委員おっしゃった災害に対する情報発信、これは、まず防災メールというのがあります。つい19日も集中豪雨が、世田谷もひどかったです。杉並も一部で集中豪雨があって、それは、河川の水量が今どこまで来たとか、天端といいまして、橋のどこまで来ているとか、溢水するとか、というのは登録していただく必要がありますけれども、そのメールで発信をしているということ。それから、防災行政無線というのがありますが、そういった発信をしています。</p> <p>それから、熱中症については、今年は非常に救急搬送される方が多い。杉並区でも多いです。今年ですが、急遽、関係課が集まって区民の方が例えば外を歩いているときに、ふらっときたと、そのときにどこか建物の中に逃げ込みたい。どこに何があるかというのは、杉並区に長くお住まいの方でしたら、ああ、あそこに図書館があったとか、地域区民センターがあったなというのはわかるのですが、例えば引っ越してきたばかりとか、それから、たまたま杉並区を訪れた方と</p>

	<p>かはわからない場合があつて、そのときには、ここにこういった施設がありますよというのを一覧つくって広報しました。ホームページにも載せまして、涼みどころといいですか、こういったところを利用してくださいという、そういった取り組みもこの夏、一部やっているところです。</p>
会 長	おっしゃること、わかるのですが……
環 境 部 長	ちょっと補足します。すみません。
会 長	はい、どうぞ。
環 境 部 長	今、メールの話をしたのですが、杉並区は気象情報のホームページを持っています、ここで河川の水位であるとか、あと、東京アメッシュの状況であるとか、あと、何か所かは川を直接カメラで写してしまつて、今どういう状況であるかということも随時見られるようになっていきますので、ぜひご活用いただければというふうに思います。
会 長	これ、そこに書いてあることは、適応策というのは、現に何か異常が発生したときの対策というよりも、そういうものが避けられない事態が迫っているので、たとえそういったものが発生したとしても、それによる影響を軽減させるようないろんな対策を日ごろから事前にやっておこうというのが適応策でして、エマージェンシーなときの即効的なというか、連絡体制をどうするかとか、それは多分この適応策というところから少し外れるのかなという。
B 委 員	じゃ、ハード面のところですね。
会 長	ハードというか、ハード以外の対策も含めてです。つい最近、集中豪雨がありましたよね。
環 境 課 長	今申し上げた19日。
会 長	19日ですか。合流式の下水が何か逆送というか、あふれ出て相当ひどい目に遭つたということを聞いています。
	もちろん最近、テレビ番組で、都が進めている、杉並のどこかで、地下の大きな貯留……
環 境 課 長	地下調節池です。
会 長	それはできたのですか。
環 境 課 長	できています。
会 長	できても、まだそういうあれが起こるのですか。
環 境 部 長	環七の下に一番先にできました。あと、弥生幹線という下水もできたんですけども、上流部がまだ50ミリ対応になっていない。で、成田にこの前地下調節池

<p>会 長 環 境 部 長</p>	<p>つくりましたが、区は、もっと上のほうの善福寺近くもぜひ補強してくださいという意見を東京都に申し述べているところです。</p> <p>なるほど。お話を聞いた方は荻窪の南にお住まい。</p> <p>井荻小あたりとかですね。あの辺も結構、溢水してしまいます。</p> <p>荻窪三丁目は、松見橋のあたりはもう常習です。</p>
<p>会 長</p>	<p>現にそういう現象がもう起こりつつ、頻度が高くなっている。そういった事態にどう対処するかというのは、もちろん河川行政の仕事でもあるけれども、温暖化の影響という観点、さらにその頻度が高くなり、あるいは1回の集中豪雨のレベルが厳しくなるかもしれないということで、環境行政の対象でもある。しかし、例えば環境部が全部ハードをやるというような意味ではなくて、そういう問題を提起して関係する土木関係部局などに必要な対応をお願いすると、このように計画として位置付けるのです。</p> <p>実際に起こったときは多分災害対応や、あるいは、事業や工事を行うのは、土木か河川、あるいは下水道かもしれないのですが、そういうふうに計画の分担を考えていただければいいと思います。</p>
<p>H 委 員</p>	<p>すみません、2ページ目の一番上のところに「粗大ごみ・不燃ごみに混入している金属類の資源化や小型家電15品目の拠点回収」ということで、こういう金属類の資源を取り出した残りのスクラップみたいなものというのは、今まで民間業者が大体中国あたりに輸出して、中国でまたリサイクルして国内に還流したりとかという流れがあったと思うんですけども、先日、中国がWTOに申請したとおり、今年いっぱいリサイクルの輸入はもう禁止ということになっているということが発表されたんですけども、それに対して区は、区としてはどういうふうにしていこうかなとかっていう、対策とかは考えていらっしゃるのでしょうか。多分、年間150万トンぐらい中国に輸出されたと思うんですけども、それがほぼとまってしまうという状況になると言われています。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>今の、中国に対してなど国際的なところの話というのは、私ども承知していないところもあります。私たちが今粗大ごみだとか不燃ごみから金属化しているものは、国内の業者に流しています。ただ、単価自体が安くなったりというのは、世界的なそういう情勢の中でありますけれども、そういう状況を認識している中で区としても基本的な資源化をする。それから、きちっとした歳入、金属化することによる歳入の確保ということで取り組んでいるので、中国の影響がどうなるかということまではこちらで申し上げることはできないかと思います。</p>

H 委 員	<p>多分、民間業者さんがもう受け入れしないっていうような方向になっていくんじゃないのかなと思うんですね、雑多なものに関しては。もっと区として細かく分別するとか、そういったことをやっていかないとあふれるんじゃないかなというちょっと懸念があったので、提案させてもらいました。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。大体出そろったようであります。</p> <p>大変多くの有用な意見いただきましたので、これを、先ほど一般廃棄物処理基本計画と同じように、いかにこれを反映させて計画案として仕上げていくかという作業は残っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、私と副会長で事務局と一回相談をしてたたき台をつくってみたいと思います。</p> <p>それで、皆様方に郵送物で見ていただくなり、何らかの形で意見の交換ができるようにした上で、次の審議会の機会のところでも最終確認いただくと、こういう段取りでやらせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、今日いただいたご意見等は、この環境基本計画についての議論はここで終了したということで、まとめさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
環 境 課 長	<p>会長、たたき台と会長おっしゃったのですが、検討部会でたたき台から答申案ということで固めて今日お示しをしておりますので、この答申案について、今、検討部会の委員以外の委員の皆様からご意見いただいたので、そこらを加味しながら、この答申案の最終形をつくっていくということでご理解いただければと思います。</p>
会 長	<p>はい。わかりました。</p> <p>次の議題は、みどりの関係の報告が幾つかございますので、お願いいたします。</p>
みどり公園課長	<p>私からは、報告事項の6から8、みどり関係3件をまとめて報告いたします。</p> <p>まず、「貴重木の追加指定の進捗状況について」報告いたします。資料のほうをごらんください。</p> <p>本件につきましては、杉並区みどりの条例第10条に規定する貴重木について、制度運用開始後10年以上が経過し、指定本数が減少してきたため、杉並区実行計画に基づき追加指定を進めてきており、現在の進捗状況を報告するものです。</p> <p>まず、貴重木の制度概要ですが、区内の特に貴重な巨木や珍木について、所有者と協定を締結し、貴重木として指定し、区独自の支援を行うことで区内の貴重な樹木を保全していくものです。</p>

指定基準は、表に記載のとおりです。

支援内容は、樹木1本当たり年間8,000円の補助金をお渡しするとともに、枝折れや倒木等で第三者へ与えた損害を賠償するため、賠償責任保険に加入しています。また、希望される方には樹木医による診断や診断結果に基づく剪定・保全工事への支援も行っています。

次に、経過と実行計画目標についてですが、まず、経過としては、平成12年度から14年度にかけて、民有地で合計50本の樹木を指定したところです。枯死や公有地化によって、25年度末には39本に減少していました。これは、区はこれまで民有地に限り指定を行ってきたということもあり、相続等で敷地が売却される際、可能なものは公園として取得し、保全に努めてまいりましたが、公有地化に伴いまして、その指定も解除していたという現状もございます。そこで、民有地の指定を進めるとともに、公有地に存在する、以前貴重木であった樹木、公園等の公共施設に存在している貴重な樹木についても指定を進め、民間・公共で計100本の指定を実行計画の目標として目指しているところです。この目標により平成27年度末の実績は資料1のとおり、68本の指定を進めてきています。

28年度の実績ですが、民間で11本、公共で1本の協定を締結することができました。これにより、トータル80本の指定になったところです。

資料2に今回の追加指定の樹木リストと実績表、資料3に写真、資料4に位置図を示しています。

今後のスケジュールですが、12月までに指定樹木の追加指定の調査、候補樹木の精査を終え、3月までにまた新たな協定を締結したいと考えています。

次に、「みどりの顕彰」に移ります。資料のほうをごらんください。

まず、杉並区みどりの顕彰についてですが、みどり豊かな住宅都市の実現に寄与しているみどりの保全・創出等にかかわる活動等を顕彰することで、快適な都市環境に関する区民のみどりへの意識を高めるための顕彰制度として制定しているものです。

この顕彰制度の対象は、みどりの保全部門、みどりの創出部門、みどりの活動部門の3部門があります。平成24年度に「後世に残したい杉並の屋敷林」をみどりの保全部門として、26年度に、みどりの活動部門として「みどりの活動賞」を実施してきた経緯があります。今回、みどりの顕彰、みどりの創出部門、「みんなで楽しめる杉並のみどり」の表彰を実施しましたので報告するものです。

まず、募集・経過等ですが、募集期間、応募状況、審査については記載のとおり

<p>会長</p> <p>ごみ減量対策課長</p>	<p>りです。</p> <p>次に、受賞対象ですが、参考資料として添付してありますパンフレットとあわせてごらんください。「みんなで楽しめる杉並のみどり大賞」を5件、「みんなで楽しめる杉並のみどり賞」6件を表彰対象とし、広報で発表するとともに、5月に行いました「みどりのイベント2017」で表彰式を実施いたしました。</p> <p>みどりの顕彰については以上です。続いて、「荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区の指定について」説明いたします。資料をごらんください。</p> <p>平成26年9月に策定した杉並緑地保全方針でモデル地区として定めた荻窪一丁目・成田西三丁目において、東京都の農の風景育成地区の指定を受けましたので報告いたします。</p> <p>まず、東京都の農の風景育成地区の概要ですが、目的として都と区が連携をして農のある風景を保全・育成するものです。</p> <p>指定によるメリットは、東京都と区市町村合同で策定した緑確保の総合的な方針での確保地と同様に、都市計画公園・緑地の優先整備区域と位置づけられるため区が取得し整備しやすくなる、また、都市農地の重要性への区民理解が進み、農の風景が育まれるなどのメリットがあります。</p> <p>次に、当モデル地区での本制度の指定概要ですが、名称、指定年月日等、記載のとおりです。</p> <p>区域や面積については別紙1を参照してください。</p> <p>主な取り組みですが、みどりの支援隊による保全活動、散策マップによる普及啓発、成田西ふれあい農業公園での活動と連携をした保全・普及啓発活動等を予定しています。</p> <p>参考資料として、散策マップを添付しました。あわせて目を通していただければと思います。</p> <p>3件の報告については以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまの報告事項について、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>よろしければ、次に、その他の事項の中で、杉並もつたいない運動推進委員会についての報告があるということですね。</p> <p>お願いします。</p> <p>では、私からご説明させていただきます。</p>
---------------------------	---

環境清掃審議会にも食品ロスの削減ということで、ずっとお話を進めてきたところですが、検討部会の第1回、第2回目とあわせて、検討部会のメンバーと食品ロスの進め方、今後どうしていくかという検討をあわせてしてきたところです。

そういった中で今回、杉並もつたいない運動ということで立ち上げるということで、メンバーの調整をしてきて、第1回の会合をやるということを今日ご報告いたします。

9月4日に、第1回目の「杉並もつたいない運動推進委員会」の立ち上げをしたいと思っております。

メンバーは、さまざま調整させていただきまして、区の商店街連合会から3名、それから環境のNPO団体から2名、あと、食品ロスでフードドライブとの関係があって、子育て支援とかをやっているNPO団体から1名、それから、消費者団体から1名、それから、食育を推進するボランティア活動をやられている方が1名、あと、この審議会で公募の区民の方3名いらっしゃいますが、そちらの方を含めてやっていきたいということで、今考えているのが11名です。そのメンバーで最初の委員会を立ち上げて、今後進めていきたいと思っております。

答申案の中でも触れておりますけれども、食品ロスの取り組みとして、杉並区は福井県がやっている協議会にも加入しています。8月末に「食べきり塾」を開催しております、そちらのほうにも参加をさせていただいて、今後どのような形で取り組めるかというような情報収集をして、9月4日の会議にはそういった内容も含めて提供させていただく予定です。

それから、フードドライブについてですが、区も今まで区の中のイベントで3回やっております。

それから、食べ切りについて3010運動ということで、さっき環境基本計画のところでも触れていましたけれども、宴会始まったときの30分と、終わりの10分は食べることに専念して、食品ロスをなくしていきましょうという運動をやっております。

単発的に一つ一つの取り組みをやるだけではなくて、いかに連携をしてやるのか。それから、杉並の地域特性と言いましたけれども、地域に合った取り組みということで、例えば地域を絞った形で取り組みを進めていくかというところを、この委員会で議論して進めていければと思っております。今後またその経過については、こちらの審議会を通してご報告をさせてもらえればと思います。

<p>会 長</p>	<p>推進委員会を立ち上げますというご報告にかえさせていただきます。 今の件よろしいですか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>ついでながら、清掃工場の直近の情報というのは何かご報告いただけませんか。</p> <p>杉並清掃工場は、9月末竣工ということで、もうプラント等はでき上がってしまして、今は試運転を行っています。10月から本格稼働という形になっておりますので、6月下旬ぐらいからごみを実際に入れている状況です。7月には炉で燃やしを始めていて、その性能テストを行っているところです。9月末竣工で10月から実際に稼働するにあたってのテスト。動かしてとめたりとかということを繰り返しながらいろいろなテストを行っています。</p> <p>今、工場自体はでき上がって、炉だとかそういったプラントはでき上がっていますので、外構やウォーキングロード、そういった工事を中心に植栽だとかというようなところを行っている状況です。</p> <p>見学自体も10月以降、随時受け付けていくということなので、ぜひ区民の方にもその状況を10月以降にぜひ見に来ていただければと思います。ウォーキングロード、それから足湯というようなところもあるのと、もう一つ忘れられないのが、「東京ごみ戦争歴史みらい館」という資料室ができ上がり、見学も自由にできますので、ぜひお越しいただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>海外の人の、例えばJICAの受け入れみたいな場合の見学、説明も大丈夫ですか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>日本の清掃、ごみの焼却だとかそういった技術というのは海外にも。今、清掃一部事務組合でも国際協力というところで、かなり重点的にやっております。そちらのほうに派遣をしたり視察ですね。そんなところで受け入れたりしているので、今後の杉並清掃工場もそういった海外から視察に来るといようなことが予定されていると聞いております。</p>
<p>会 長 I 委 員</p>	<p>何かありますか、今の件で。</p> <p>資料室というのがありまして、過去の「東京ごみ戦争」の資料ですとか、それから、これから未来のごみ対策にするいろんな資料ですとか、ごみに関するものをとにかく一切と。</p> <p>多分、海外からもかなり来るんだろうというようなことで、一応説明書とか、日本語だけじゃなくて用意をしたりとか。それから、本当は解説の機器があるといいなとって、大分しつこく言ったんですけども、どうもお金がかかるらし</p>

	<p>くて、インターホンをつくるまではいかなかったんですけども、一応説明とか何とか、資料室のほかに、いろんなごみに関係するような団体を受け入れるような、どのくらい入るかな、100人以上入る部屋を用意したりして、団体も受け入れるような予定にはしてはおりますけれども、海外といっても幾つか国がありますんで、一応英語と韓国語、中国語かな、なかなかフランス語とかスペイン語まではいかないんですけども、一応準備はしているようです。</p>
<p>会 長</p>	<p>多分、中国がすごく関心持っていると思うのです。ごみ焼却工場ができるとう不動産の地価が下がるのではないかと、環境、環境と言っているけれども、実際には非常に日本以上に機敏な民族ですので、ものすごく厳しいです。NIMBY問題で今中国では、ごみ焼却工場が全然できないと。何で日本は住宅地のそばにできるのか不思議でしょうがないという話ですので。</p> <p>I 委員さんがみずからご説明されるのですか。そうではなくて、誰かスタッフが何人かいらっしゃるのですか。</p>
<p>I 委 員</p>	<p>ごみのほうは清掃一部事務組合という専門家がおりますから。昔の東京都の清掃局ですね。それが独立して、今、清掃の事業に当たっています。そういう意味では、杉並区と一緒にあって、それから地元で、杉並正用記念財団というのが中心になって、いわゆる三者で協議しながら、いろんな運営を進めていくというようなことでやってきました。これからもそうなんですけれども、基本的には一部事務組合という専門家がいますので、そこが中心になっていろんなことをやってくれる方向になっております。もし見学のご希望があれば、当然案内をするようにセットはしますので、申しつけてください。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>清掃工場の広報は、区役所が中心になってやるということで、広報すぎなみの9月1日号ですが、裏面を使って工場の紹介記事の掲載を進めているところです。ぜひ、皆さん、広報紙の内容を確認してもらえればと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのほか何か、最後に事務局のほうで。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>本日も非常に闊達なご議論いただきまして、まことにありがとうございました。</p> <p>次回の環境清掃審議会ですが、10月を予定しています。日程につきましては別途ご連絡をさせていただきます。</p> <p>先ほど申し上げたように、10月は答申をいただく機会と考えておりますので、それまでに、先ほど会長からお話ございましたように、速やかに、もう本日</p>

会 長	<p>から、会長と副会長にご一任をいただいた2つの計画の答申案、これについては、事務局ともども鋭意修正点については修正をさせていただいて、そして、なるべく早目に皆様にお送りをして、そして確認をしていただくという作業をしてまいりたいと思います。ご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、第67回杉並区環境清掃審議会を以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
--------	--